

築上町使用料及び手数料見直し方針 ポイント版

(Q&A付き)

令和7年4月
築 上 町

本資料を作成した目的

- 本資料「築上町使用料及び手数料見直し方針 ポイント版」は、本町が、使用料及び手数料の見直しを進めるにあたって定めようとしている「築上町使用料及び手数料見直し方針」（以下、「見直し方針」といいます。）の要点を整理するとともに、図解等を用いて、その内容を**住民の皆様に分かりやすくお伝えし、使用料等の見直しの意義や方向性等について、ご理解を深めていただく**ことを目的に作成したものです。

本資料のご利用方法

- 各頁の右肩に「見直し方針 ××頁」（この頁で【例】として網掛け表示している箇所です。）とあるのは、見直し方針の該当頁の内容を整理したことを意味します。
- 本資料は基本的に見直し方針の頁順に沿って作成しています。本資料を参照しながら見直し方針をお読みいただくと、その内容についてご理解いただきやすくなります。
- 右肩に頁数を示していないものは補足的な内容です。ご興味のある方は参考にご覧ください。
- 本資料は見直し方針の要点を整理したものですから、単体でご覧いただいても、見直し方針の概要をご理解いただくことができます。

I . 本町における使用料及び手数料の現状

使用料とは

- 行政財産の使用又は公の施設の使用への対価として徴収するものです（地方自治法第225条）。
- 代表的な使用料としては、以下のようなものがあります。

（例）

- ✓ 公民館／体育施設／会議室の使用料
- ✓ 町営住宅使用料

手数料とは

- 特定の者のために行う事務への対価として徴収するものです（地方自治法第227条）。
- 代表的な手数料としては、以下のようなものがあります。なお、中には法令で全国一律に標準的な額が定められているものもあります。

（例）

- ✓ 証明書の発行事務に係る手数料
- ✓ 戸籍事務に係る手数料
- ✓ ごみ処理に係る手数料

一般会計における「使用料及び手数料」の決算額の推移

年度	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
決算額	1.71億円	1.53億円	1.51億円	1.55億円	1.58億円
歳入に占める割合	1.30%	0.92%	1.11%	1.23%	1.24%



安定的に**1.5億円程度**の歳入を確保。
町の貴重な自主財源です。
納付にご協力くださり、
ありがとうございます。

使用料等の水準の在り方について

- 本町の使用料等の水準は、合併によって享受できる財政上の合併特例措置を前提に、使用料等の額を旧町の低いほうに合わせる（右記参照）など、できるかぎり低廉な額としてきました。
- しかし普通交付税の算定替特例は既に終了しており（→[本資料 6 頁](#)）、これを前提とした使用料等の受益者負担の水準については抜本的な見直しが必要であると考えています。
- 使用料等の設定は市町村によって様々な方法によってなされており、単に近隣市町村の使用料等の水準と比較してその高低を論じるだけでは、本町の使用料等のあるべき額を示すことにはなりません。
- よって本方針では「使用料等の見直しにあたっての基本的な考え方」（見直し方針 5 頁）により、合理的な根拠に基づいて使用料等のあるべき水準をお示しすることとしました。

（参考）旧町合併協議会

協定項目16 使用料・手数料等の取扱い

1. 使用料等は、原則として現行のとおりとし、同一または類似する施設の使用料は、合併時に統一するよう努める。ただし、その調整が困難なものについては、合併後速やかに調整するものとする。
2. 手数料は、合併時に統一する。

【第2回椎田町・築城町合併協議会会議録（H17.3.23）抜粋】

※肩書は当時

✓ 八野委員

普通一般的には、合併は、負担は低く、福祉は高くというような（中略）、そういう言葉もございます。そこら辺の考え方について会長の考え方をちょっとお話していただければと思います。

✓ 新川会長

合併をすることによって料金等は安いほうに合わせるというのが基本原則でございます。極力そのように私はしたいと考えております。

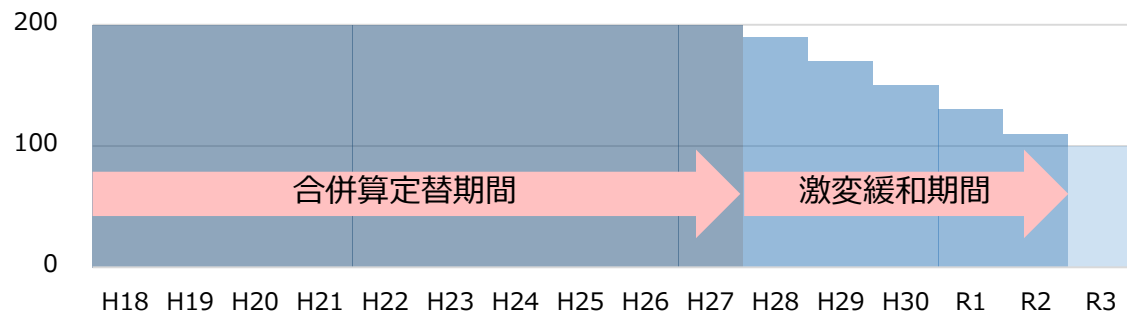
〈結果〉協議項目16 可決

【補足】平成の大合併による財政措置

普通交付税の合併算定替

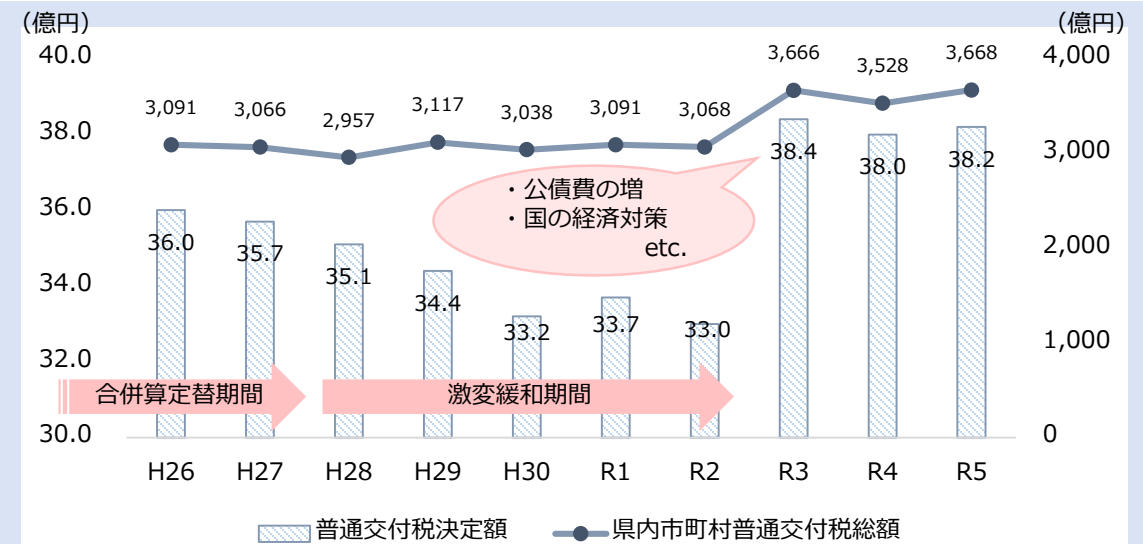
- 普通交付税の算定において合併市町村が交付税の算定上不利益を被ることがないように、合併後10年間は合併前の旧市町村が別個に存在するものとみなし、それぞれの交付税を合算した額を交付することとされました。また11年目以降は激変緩和のため5年間にわたって算定替措置が縮減されました。
- 本町の場合は平成18年度～27年度の10年間は合併算定替の期間にあたり、その後、平成28年度～令和2年度の5年の激変緩和期間を経て、**現在は普通交付税の特例措置は終了しています。**

【参考】合併算定替のイメージ



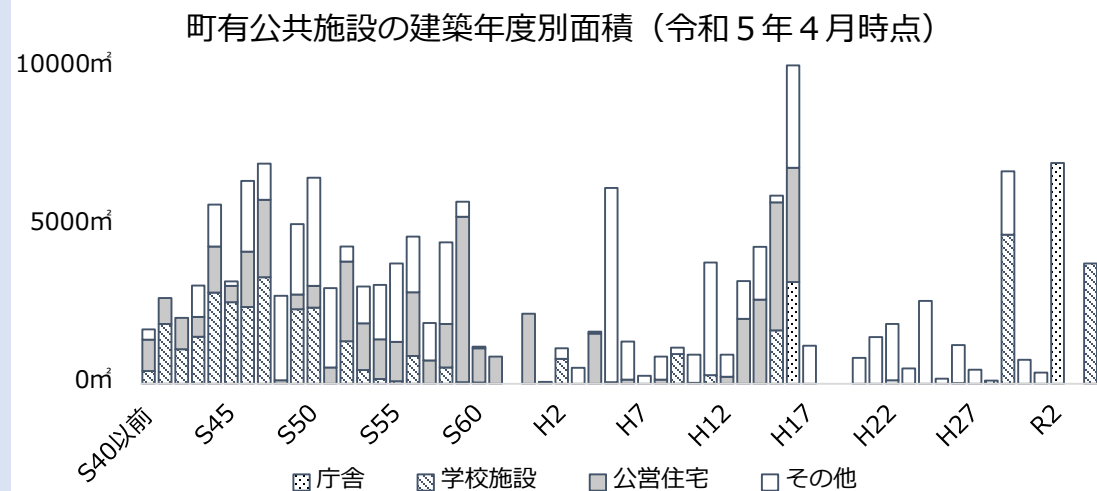
普通交付税決定額の実績値

- 本町の普通交付税決定額の実績値を見ると、激変緩和期間を通して令和2年度までは徐々に減少していましたが、令和3年度から増加しています。
- この**令和3年度以降の普通交付税の増加は、公債費の増加により基準財政需要額が増加したことや国の経済対策によるものです。**



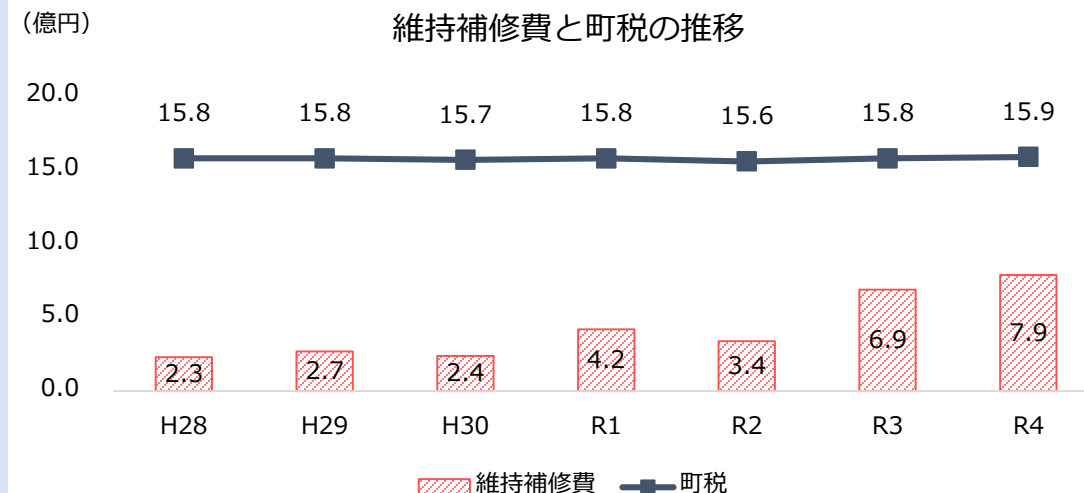
施設の老朽化の状況

- 本町が保有する公共施設を建築年度別面積で整理すると、合併前の旧町時代に整備した築40年を超える古い施設を多く抱えていることが分かります。
- これらの老朽化した施設は大規模な維持補修や更新が必要な時期が到来しています。これからの施設の利用需要を考慮し、施設を維持更新するか、統廃合や休止をするかの判断を進めます。



維持補修費の推移

- 左記のような公共施設の老朽化等を背景に、施設の維持補修費は近年増加傾向にあります。
- 町の主要な自主財源である町税収入は近年横ばいの15億円台で推移してます。それに対し、**令和4年度の維持補修費は平成28年度の3倍以上の約7.9億円**に膨らみ、町の財政運営を圧迫しています。



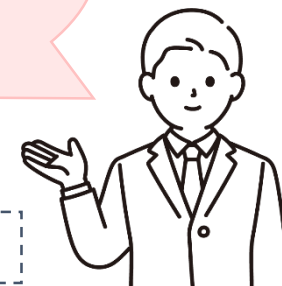
【補足】 築上町の財政状況について

- 本町の財政状況は年々厳しさを増しています。
- 令和3年度に普通交付税の合併算定替措置が終了したうえ、近年は施設の更新等により公債費が増加していること、人件費や物価の水準が上昇していることなどが要因です。
- できる限り**将来世代に負担を先送りせず、現在世代の責任で財政健全化に取り組む必要があります。**

今のままでは町の基金（貯金）が枯渇し、将来の住民サービスに影響するおそれがあります。
財政健全化への取組が必要です。

↓ 築上町中期財政計画はこちら

<https://www.town.chikujo.fukuoka.jp/s009/020/030/010/010/keikaku.html>



R5 経常収支比率 99.8

県内ワースト2位
財政の硬直化が進む

R5 実質公債費比率 10.6

県内ワースト3位
公債費（町債の返済）の負担大

R10 将来負担率 152.2%

（築上町中期財政計画における推計値）

R5 実績値25.9%
今後さらに将来世代の財政負担増

R8 町債残高 160億円

（築上町中期財政計画における推計値）

R5 末実績値114億円
今後45億円程度の増加を見込む

R10 財政調整基金 3.8億円

（築上町中期財政計画における推計値）

R5 末実績値18.7億円
今後15億円程度の取崩を見込む

R5 道路実延長 633,982m

県内町村で1位
インフラ維持の負担大

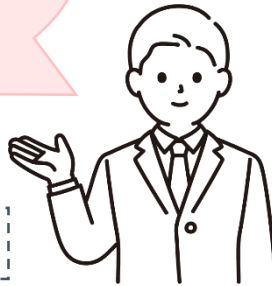
【補足】築上町の行財政改革の取組について

- 本町では財政健全化や効率的な行政運営の推進のため、行財政改革の取組を行っています。
- 合併以降、**行政組織のスリム化や自主財源確保のため様々な取組を進めています**が、近時の財政状況の厳しさを受け、あらためて町全体で計画的に行財政改革を推進するため、令和6年4月に「築上町行財政改革大綱」を策定しました。

受益者負担の見直しだけでなく、町を挙げて各種の行財政改革の取組を同時並行で進めています。
どうぞご理解をお願いいたします。

↓ 築上町行財政改革大綱はこちら

<https://www.town.chikujo.fukuoka.jp/s056/020/040/080/020/taiko.html>



行政組織のスリム化

町の正規職員数
242人（H18）
⇒ **199人**（R5）

行政運営の効率化

行政評価（事務事業評価）制度
令和6年度から**導入済**

自主財源の確保

ふるさと納税寄付受入額
88万円（H20）
⇒ **2.1億円**（R5）

人事行政の効率化

人事評価結果の勤勉手当反映
令和4年度から**実施済**

自主財源の確保

企業版ふるさと納税件数
0件（H28末までの累計）
⇒ **7件**（R6末までの累計）

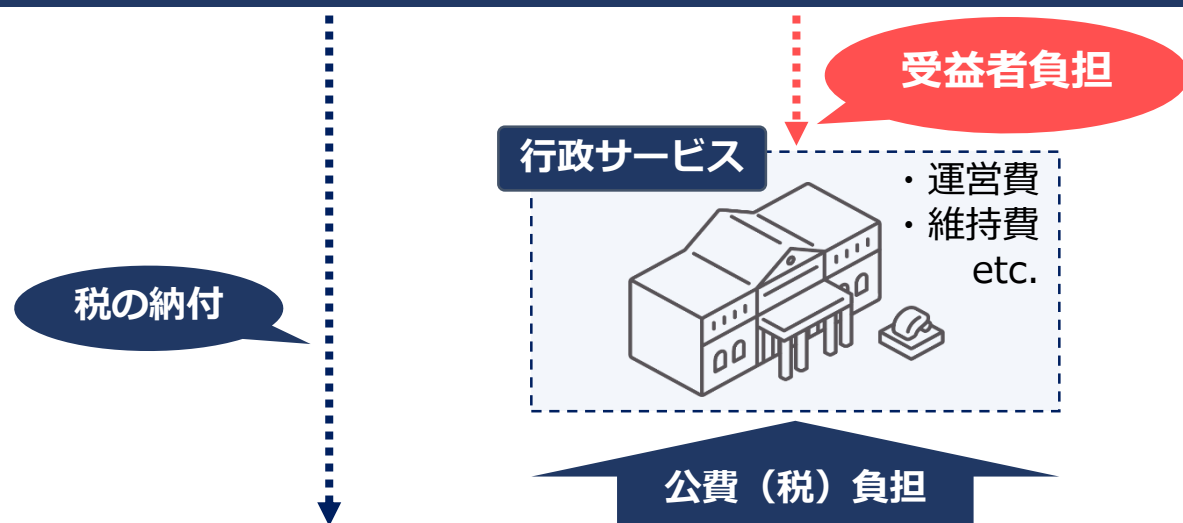
将来人口を見据えた縮充

将来の地域別人口推計に基づき
各種行政計画を**見直し**

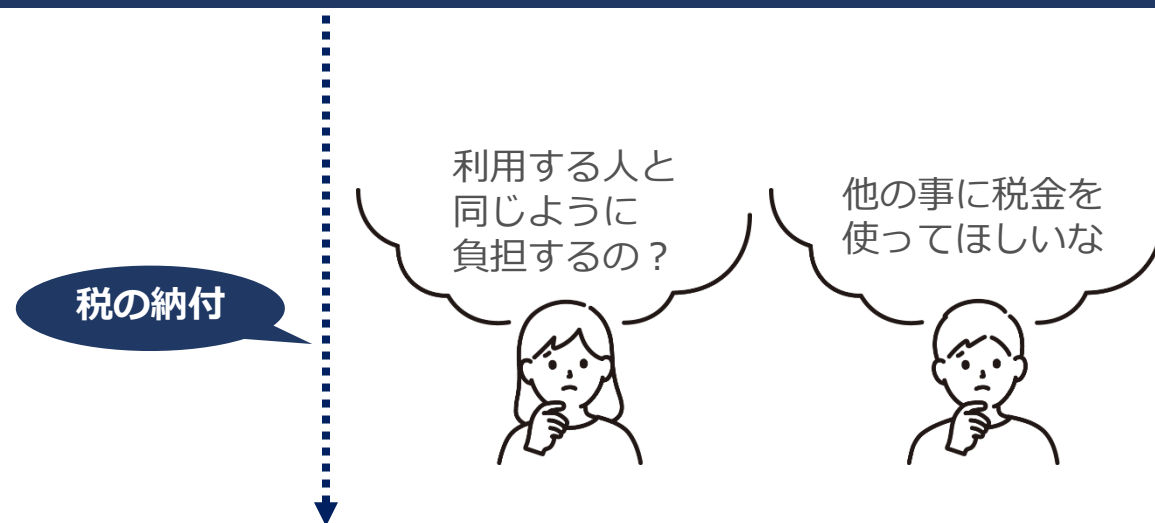
Ⅱ． 使用料等の見直しにあたっての基本的な考え方

- 行政サービスは、一般に広く住民から税を納付していただき、それを原資として公費負担により提供します。
- 一方、全ての行政サービスを提供するための財源を完全に公費（税）だけで賄うこととすると、そのサービスを利用する人とならない人の間で不公平が生じかねません（参照：下図イメージ）。
- そのため住民が特定の行政サービスを利用する場合、**受益に応じた一定の使用料や手数料を納めていただき、受益と負担の公平性を図っている**のです。これを「**受益者負担の原則**」といいます。

ある施設やサービスを利用する住民



ある施設やサービスを利用しない住民

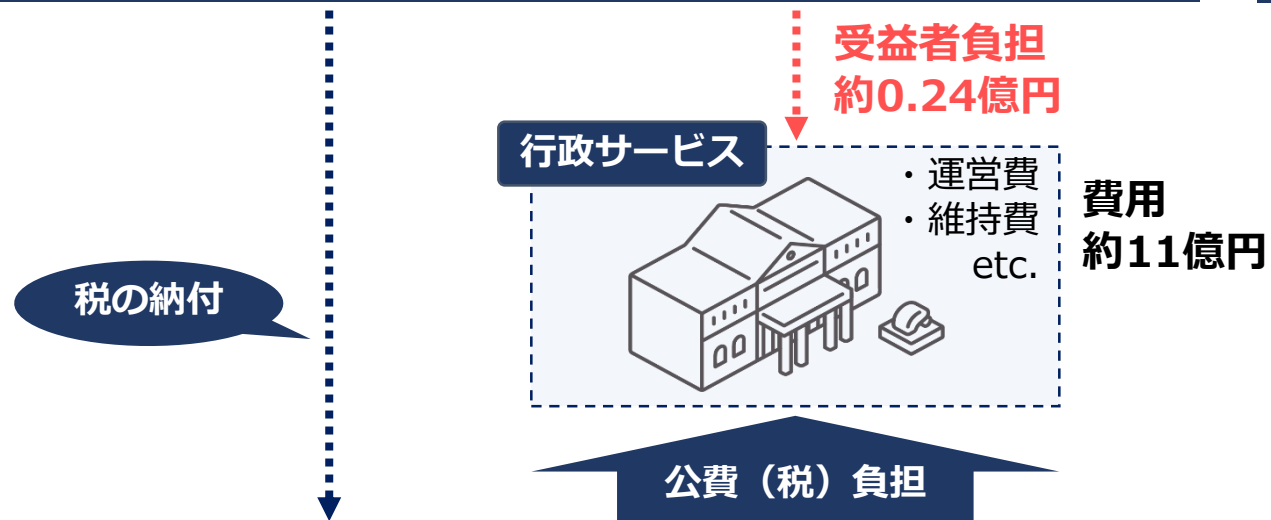


行政（築上町）

【補足】本方針の対象となる受益者負担の規模

- 本町では本方針が見直しの対象とする行政サービス（使用料の場合は公の施設、手数料の場合は特定の事務）を提供するため約11億円の費用が発生しています。
- このうち令和5年度に**受益者に「使用料及び手数料」として負担していただいたのは約0.24億円（費用全体の約2.2%）**です。
- 上記の差額は、主に税を財源とする公費により負担されています。

ある施設やサービスを利用する住民



ある施設やサービスを利用しない住民

費用の大半が公費（税）で負担されている。
受益者がもう少し負担してくれば、その分、
他事業に税金を使ってもらえるのに・・・。



行 政 （ 築 上 町 ）

使用料等の基準額の設定方法

見直し方針 5～6頁

- 見直し方針では、「使用料等の基準額」を「サービスの原価」と「受益者負担割合」により次のように算出します。なお、基準額が現行額から±10%以内となる場合は現行額に据え置きます。

使用料等の基準額

=

サービスの原価

×

受益者負担割合

→ 激変緩和のため現行金額に応じた改定限度額を設定し、その範囲内で使用料等の改定を行う。

サービスの原価

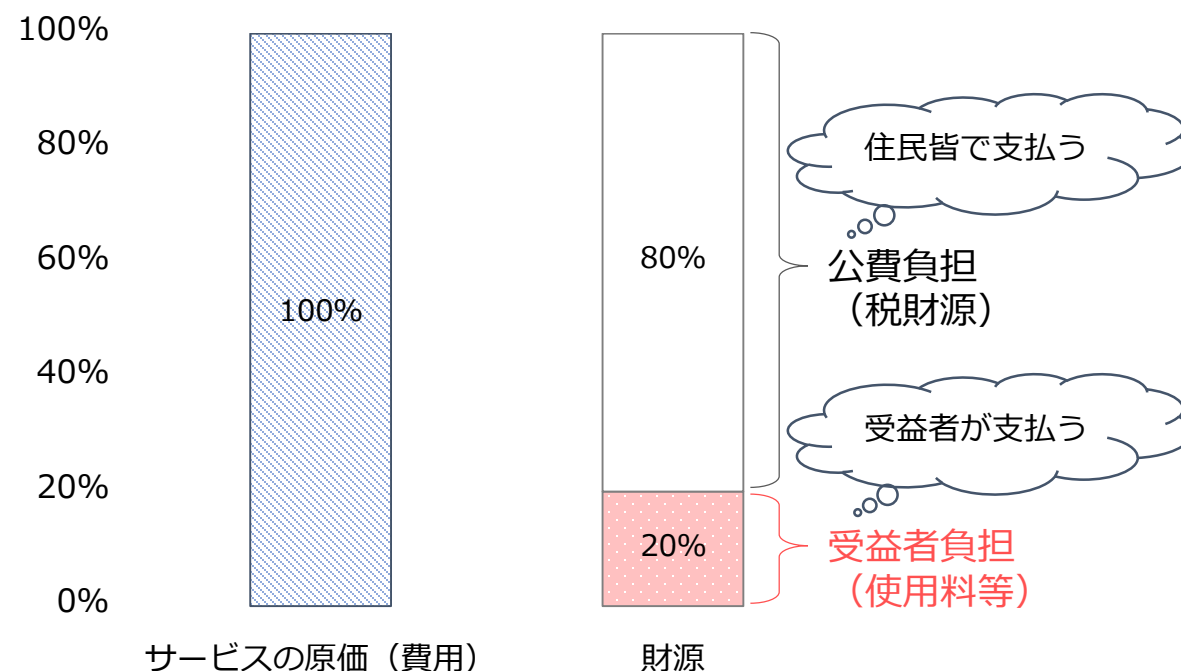
- 施設の維持管理や運営、特定の事務等のサービスの提供に関連する費用を合算したものです。
- 「費用」には発生主義会計により認識される、減価償却費等の非現金支出費用も含まれます。

受益者負担割合

- 施設やサービスの目的や性質に応じて、サービスの原価のうちどの程度を受益者が負担するかを示したものです。

両者の関係

【例】 受益者負担割合を20%とした場合のイメージ



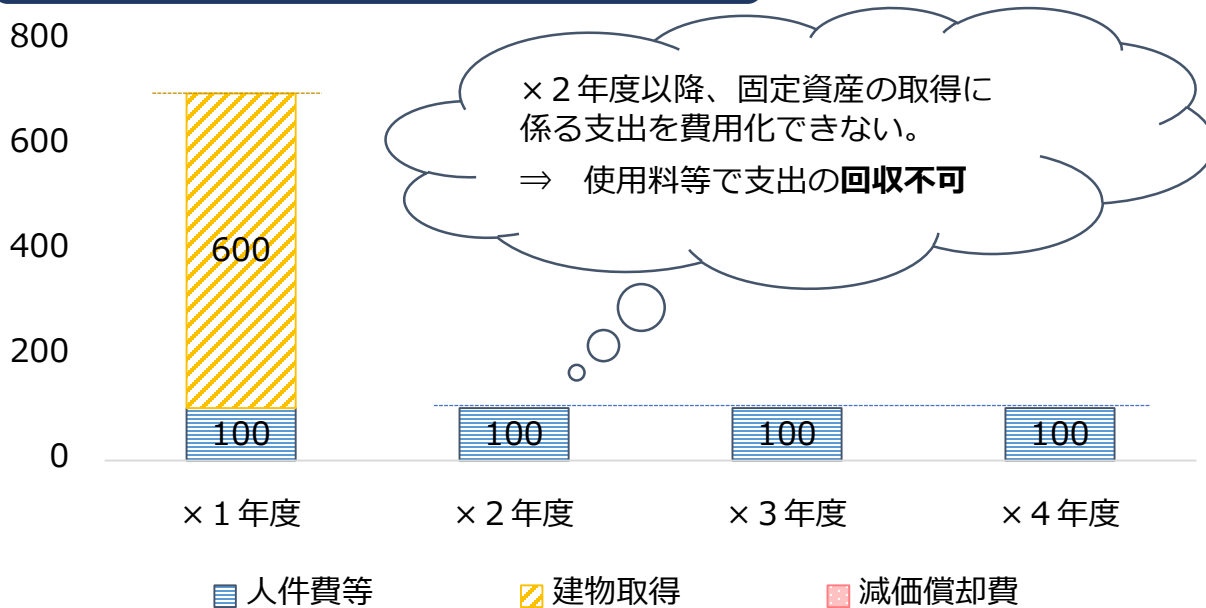
【補足】サービスの原価を発生主義で認識する理由

- 見直し方針では、「サービスの原価」に発生主義会計（→見直し方針10頁）で認識する非現金支出費用（減価償却費など）を含むこととしています。
- これは、特に固定資産の取得価格を平準化して費用認識することで、適切な期間費用を算定できるためです。

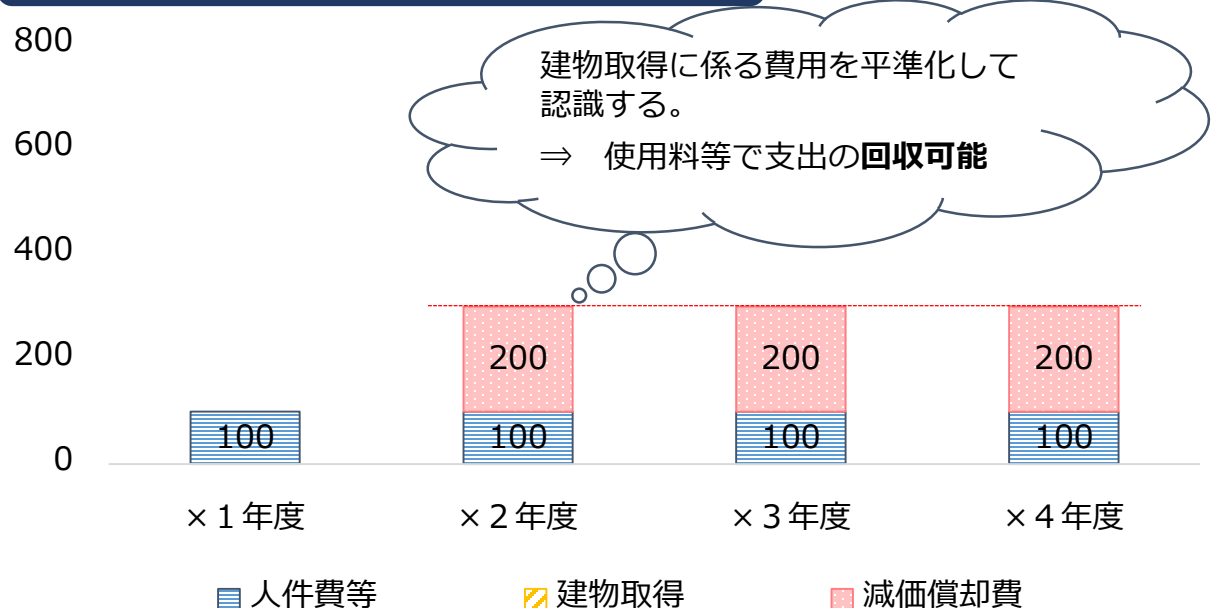
【具体例】

- ✓ ×1年度末に固定資産（建物）を現金600で取得し×2年度～×4年度の3年間使用する。なお固定資産は取得の翌年度から減価償却することとし、その方法は使用期間を償却期間とする定額法による。（残存価額は便宜上ゼロとする。）
- ✓ 人件費や物件費、維持補修費などの費用（以下、この頁で「人件費等」という。）は毎年総額100発生し、現金支出を伴うこととする。
- ✓ 認識した費用を「サービスの原価」とし使用料等算定の基礎とする。

現金主義の場合のサービスの原価



発生主義の場合のサービスの原価



Ⅲ. 見直し対象の使用料等

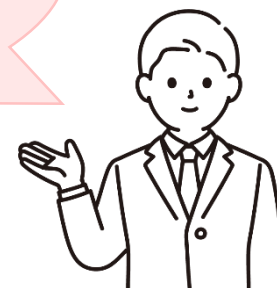
使用料

- 町が保有する公共施設のうち使用料条例を定め、一般の利用者から一定の使用料を徴収している施設を対象に見直しを行います。
- 一方、見直し方針8頁（ア）から（オ）に列記する施設については本方針に基づく使用料の見直しの対象外とします。これらの施設の使用料については、近隣自治体との均衡等も考慮しつつ必要に応じて個別に見直します。

手数料

- 築上町手数料条例に定める手数料のうち、「証明に係る手数料」などの手数料を見直し対象とします。
- また、ごみ処理手数料についても、原価計算になじむごみ袋に係るものは見直し対象とします。

「使用料」や「手数料」と言っても様々な種類があります。基本的に、それらのうち「サービスの原価」の考え方になじむものを見直し対象とします。



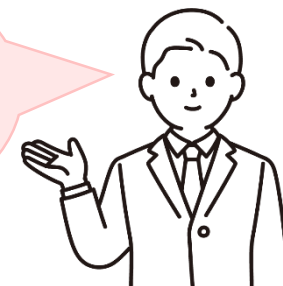
IV. 使用料の見直し

サービスの原価と受益者負担割合

見直し方針 11～12頁

- 使用料等の基準額は「サービスの原価」×「受益者負担割合」で算出します。
- このうち使用料については、「サービスの原価」に人件費、物件費、維持補修費、減価償却費を含むこととします。「受益者負担割合」は施設の「必需性」及び「代替性」に応じて設定することとします。

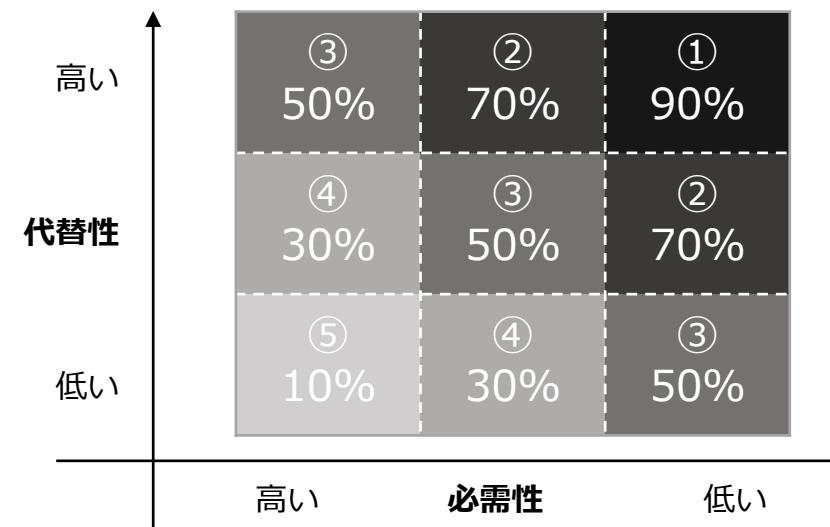
「受益者負担割合」については、生活に必要不可欠で、他の施設で代替が難しいものほど低く設定し、受益者負担を小さくします。そのような施設は、多くの原価を公費（税金）で賄います。



サービスの原価の内容

- (ア) 人件費
施設の維持・運営に係る人件費
- (イ) 物件費
施設の維持・運営に係る物件費
- (ウ) 維持補修費
施設の効用を維持するための経費
- (エ) 減価償却費
定額法で算出した減価償却費

受益者負担割合の設定



V. 手数料の見直し

サービスの原価と受益者負担割合

見直し方針 17～18頁

【証明事務等】

サービスの原価の内容

- (ア) 人件費 証明事務に係る人件費
- (イ) 物件費 証明事務に係る物件費

受益者負担割合の設定

100%

※特定の者に対して提供される役務の対価としての性質を有するため。

【ごみ処理】 …サービスの原価の算定方法は環境省「（改訂）一般廃棄物会計基準」に準拠

サービスの原価の内容

- (ア) 人件費 ごみ処理に係る人件費
- (イ) 物件費 ごみ処理に係る物件費
(減価償却費を含む)
- (ウ) 移転費用 広域処理等を行う場合の分担金等
(本町は該当なし)

受益者負担割合の設定

10%

※ごみ処理は町の最も基本的な業務の一つであり、費用の大部分は公費で賄うことが妥当。
※一方、ごみを多く排出する家庭や事業者ほど多くの費用を負担することにも合理性があり、一定の受益者負担を設定する。

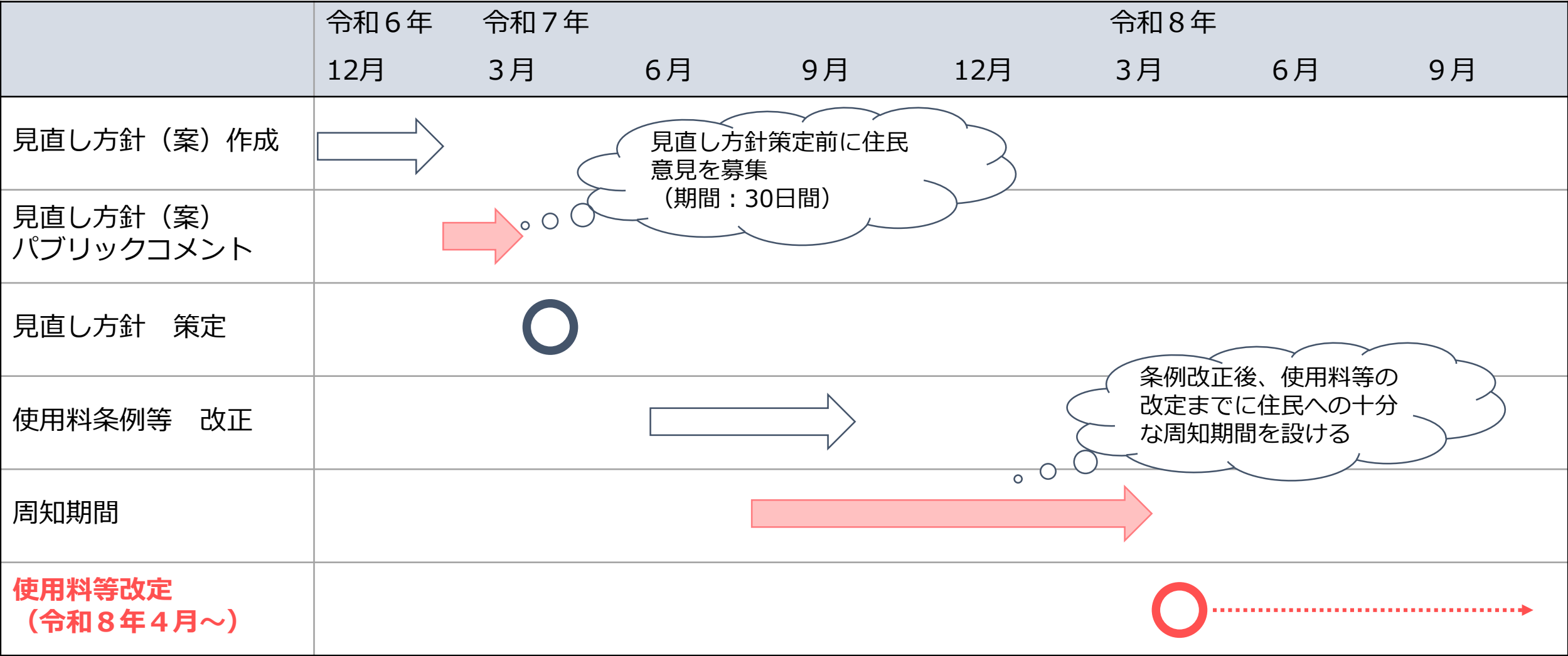
※上記の合算から、防衛省の交付金を原資とする「築上町環境施設基金」からの繰入額を控除し、受益者負担を減額する。

VI. 使用料等の減免の基本的な考え方

- 使用料等の減免は「受益者負担の原則」（→[本資料11頁](#)）の例外的な取扱いです。
- 使用料等を減免すると、本来受益者が負担するはずだった費用を公費（税金）で負担することになるため、使用料等の減免は正当な理由がある場合に限定的に行うことが適切です。
- 見直し方針では、町の執行機関等の裁量により使用料等を減免することができる場面を示しています。

区分	減免の内容
施設を町の執行機関又は当該施設の管理運営団体（指定管理者等）が公共目的で利用する場合や、町の執行機関が主催又は共催する事業で利用する場合	免除
施設を国又は他の地方公共団体（以下、「国等」という。）が公共目的で利用する場合や、国等が主催又は共催する事業で利用する場合	免除
施設を町内の公共的団体等がその目的を達成するため実施する事業で利用する場合であって、町の執行機関が当該事業を後援する場合	減額又は免除
施設を町内の学校、幼稚園及び保育所が当該学校等の教育・保育活動のため利用する場合	減額又は免除
施設を町内の障がい児者が個人で利用する場合及び当該障がい児者の介助者（介助のために必要な最小人数に限る。）が付き添いで利用する場合	減額（本人） 免除（介助者）
上記のほか町の執行機関が限定的に認める特別な事情がある場合であって、あらかじめ文書による事務決裁によって使用料等を減免する対象者、減免の内容、及びその理由を明確にしている場合	減額又は免除

Ⅶ. 本方針に基づく使用料等の見直し時期



Ⅷ. 将来の使用料等の見直し時期

将来の使用料等の見直し時期

	令和9年	令和10年				令和11年		
	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月
築上町行財政改革大綱								
新たな行財政改革の基本的な方針 策定予定								
使用料等見直し方針 改訂作業								

使用料等の水準は、本町の財政状況や物価変動等の社会情勢を総合的に勘案し、**5年に一度見直します。**



使用料等の見直しに関するQ&A

- ここからは使用料等の見直しについて、住民の皆様の疑問にQ&A形式でお答えしていきます。

1. 町の財政状況について①

問 1－1.

- 町の財政状況について詳しく知りたい。

答 1－1.

- 町では年に2回「築上町財政白書」を公表し、町の決算情報や予算の執行状況等を住民の皆様にお知らせしています。詳しくは下記のURLからご覧ください。
- なお令和5年度決算においては、財政の弾力性を示す経常収支比率が99.8に悪化（前年比4.1ポイント）するなど財政の硬直化が進んでいます。
- また、昨今の人件費や物価の高騰に加え、大型事業や老朽化した公共施設等の維持更新費用が見込まれることから、引き続き厳しい財政状況が続くと見込んでいます。

参考

・ 築上町財政白書 （URL） <https://www.town.chikujo.fukuoka.jp/li/020/020/010/index.html>

1. 町の財政状況について②

問 1－2.

- 今後の町財政の見通しを知りたい。

答 1－2.

- 町では令和 6 年 3 月に「築上町中期財政計画」を策定し、令和 6 年度から令和10年度までの 5 年間の中期財政の見通しを明らかにしています。
- 同計画の見通しによると、町の“貯金”にあたる財政調整基金（令和 4 年度末時点：約18.7億円）は上記の 5 か年の間に取崩しが進み約3.8億円まで減少する見込みです。一方、町の“借金”にあたる町債の残高（令和 4 年度末時点：約120.6億円）は令和 8 年度には約160億円まで急増する見込みです。
- この結果、借入金（地方債）など現在抱えている負債の大きさを、町の財政規模に対する割合で表した指標である将来負担比率（令和 4 年度：37.7%）は、令和10年度には152.2%となる見込みです。

参考

・ 築上町中期財政計画 （URL）<https://www.town.chikujo.fukuoka.jp/s009/020/030/010/010/keikaku.html>

2. 町の実財政改革の取組について

問2-1.

- 町の実財政改革の取組について知りたい。

答2-1.

- 本町は第2次築上町総合計画（平成29年3月策定）の基本目標6に「健全な行政経営を目指すまち」と定め、これまでも効率的な行財政運営の実現を図ってきました。
- 一方で「築上町中期財政計画」でも明らかになったように、本町の財政状況は今後ますます厳しさを増していくことが見込まれています。
- そのため、本町は令和6年4月に「築上町行財政改革大綱」を定め、これまで以上に組織的かつ計画的に行財政改革の取組を推進していくこととしました。
- 具体的な取組内容については、下記のURLからご覧ください。

参考

・ 築上町行財政改革大綱 （URL） <https://www.town.chikujo.fukuoka.jp/s056/020/040/080/020/taiko.html>

3. 使用料等の見直しについて①

問3-1.

- 使用料等を見直す意義について知りたい。

答3-1.

- 本町は合併による成立以降、財政上の合併特例措置（普通交付税の合併算定替等）を前提として、できる限り低廉な水準に使用料等の金額を設定してきました。
- しかし令和3年度以降は普通交付税の合併算定替措置が完全に終了してしまったこと（[→本資料6頁](#)）、昨今の人件費や物価の高騰等を背景に町財政がひっ迫しつつあることなどを総合的に勘案し、町全体で組織的かつ計画的に行財政改革を推進していくこととしました。
- 使用料等の見直しは、行財政改革の基本的な方向性のうち「健全な財政経営」を実現するための主な取組の一つであり、町の財政健全化を進めるため必要不可欠なものであると考えています。

参考

- ・ 築上町使用料及び手数料見直し方針 1頁

3. 使用料等の見直しについて②

問3-2.

- 受益者負担の意義について知りたい。

答3-2.

- 町が住民の皆様に対して提供する住民サービスは、通常、広く住民の皆様から徴収した税金を主な財源として賄われます。しかし行政サービスにより利益を受けるのが特定の対象者である場合、そのサービスを全て税金で賄ってしまうと、サービスを受ける方と受けない方との間で不公平が生じます（[→本資料11頁](#)）。
- そこで、町は行政サービスから利益を受ける特定の対象者に対し、その受益の範囲で一定の負担を求めることによって、受益と負担の公平性を図っています。
- なお、受益者負担のうち、「行政財産の使用又は公の施設の利用」により利益を受ける者から徴収するのが「使用料」、「特定の者のためにする」事務により利益を受ける者から徴収するのが「手数料」です。

参考

- ・ 築上町使用料及び手数料見直し方針 5頁

3. 使用料等の見直しについて③

問3-3.

- 使用料等の見直しに用いる「サービスの原価」について知りたい。

答3-3.

- 見直し方針では、「施設の維持管理や特定の事務に係る実際の費用」のことを「サービスの原価」と定義し、使用料等の基準額を算定する際の根拠としています。
- 「サービスの原価」は、施設の維持管理や運営、特定の事務等のサービスの提供に関連する費用により構成されますが、当該費用には発生主義（→見直し方針10頁）により認識される非現金支出費用も含まれます。
- これは、特に固定資産の取得価格を、減価償却を通じて平準化して費用認識することで、適切な期間費用を算定できるためです（→[本資料14頁](#)）。

参考

- ・ 築上町使用料及び手数料見直し方針 5頁、10頁

3. 使用料等の見直しについて④

問3-4.

- 使用料等の見直しに用いる「受益者負担割合」の設定方法について知りたい。

答3-4.

- 「受益者負担割合」は「サービスの原価」のうち、どの程度を受益者が負担すべきかを示したものです。
- 使用料については、対象施設の「必需性」（住民の日常生活に必要とされる程度）及び「代替性」（機能の類似する施設が民間や近隣自治体でも提供される程度）に応じて、10～90%の間で「受益者負担割合」を設定しました。
- 手数料については、対象事務の性質を勘案し、証明事務等については100%、ごみ処理事務については10%の「受益者負担割合」を設定しました。
- なお、使用料等の改定は現行額を基にした「改定限度額」の範囲内で行うこととし、受益者負担の激変緩和を図ることとしています。

参考

- ・ 築上町使用料及び手数料見直し方針 5頁、12頁、17～18頁

3. 使用料等の見直しについて⑤

問3-5.

- 「見直し方針」の対象外とした使用料及び手数料については、今後、見直しを行わないのか知りたい。

答3-5.

- 「見直し方針」の**対象外とした使用料等であっても見直しを行う可能性はあります。**
- まず「見直し方針」においては、原価計算の考え方になじむ使用料等を見直しの対象として列挙し、それらを町全体で組織的かつ統一的に見直すこととしています。
- 一方、上記以外の使用料等であっても、関係法令の改正時に見直すことが考えられるほか、近隣自治体や県内他市町村における同種の使用料等の水準との比較衡量等により、担当課が個別に見直しの必要性を判断することもあり得ます。

参考

- ・ 築上町使用料及び手数料見直し方針 8～9頁

3. 使用料等の見直しについて⑥

問3－6.

- 使用料等の減免に関する基本的な考え方について知りたい。

答3－6.

- 特定の方が施設利用やサービスの提供から利益を受ける場合、その受益に応じて使用料等を納めていただく（受益者負担）のが原則です。
- すなわち、使用料等の減免は「受益者負担の原則」の例外的な取扱いです。なぜなら使用料等を減免すると、本来受益者が負担すべき行政サービスの費用を、公費負担の増加という形で受益者以外にも負担していただくことになるためです。
- そのため使用料等の減免は、条例で要件が具体的に定められているもののほかは、政策的な観点から使用料等を減免することが妥当であると考えられる、ごく限られた場面でのみ行われるべきだと考えています。

参考

- ・ 築上町使用料及び手数料見直し方針 19頁

4. 地方公会計制度について

問4-1.

- 使用料等の見直しにおいて活用されている地方公会計制度について知りたい。

答4-1.

- 地方公会計は地方自治体の従来からの財政制度を補完する役割が期待されている、複式簿記／発生主義会計に基づく会計制度です。
- 地方公会計制度は、従来からの財政制度だけでは見えづらいストック情報や減価償却費等の非現金支出費用を見える化し、住民の皆様に対する説明責任をより一層果たすとともに、財政運営の効率化を推進しようとするものです。
- 地方公会計制度に関する各種論点については、**地方公会計制度に関するQ&A**として別に整理していますので、ご興味がありましたら、そちらもご覧ください。

参考

- ・ 地方公会計制度に関するQ&A（R7.2 築上町企画財政課）

5. (参考) 物価高騰対策について

問5-1.

- 物価の高騰が続く中で使用料等の見直しが行われることになる。
- 物価高騰に直面する住民への町の対応について知りたい。

答5-1.

- 本町では国の地方創生臨時交付金等を活用し、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対する支援を行ってきました。
- 直近の地方創生臨時交付金活用事業の実績については町ホームページをご覧ください。
- 今後も国の動向を踏まえつつ、必要な支援の実施に努めてまいります。

参考

・ 地方創生臨時交付金令和5年度活用実績 (URL) <https://www.town.chikujo.fukuoka.jp/s056/020/050/090/010/kikakukeikaku.html>